

平成27年度

朝霞市行政評価結果報告書

朝霞市

目 次

I	行政評価の概要	1
1	行政評価制度の導入	1
2	行政評価制度とは	1
	(1) 行政評価の定義	1
	(2) 行政評価の目的	2
3	行政評価制度の概要	2
	(1) 行政評価制度の全体像	2
	(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用	3
II	行政評価結果	4
1	施策評価結果の集計	4
	(1) 評価の概要	4
	(2) 施策の分析	4
	(3) 今後の展開方針	6
2	行政評価結果～大綱ごとのまとめ～	6
	(1) 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）	7
	(2) 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）	9
	(3) みんなで支え合う健やかな社会づくり（福祉・健康づくり）	11
	(4) 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）	14
	(5) まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）	17
	(6) ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）	18
	(7) 構想推進のために	20
III	行政評価結果の活用と制度の改善	22
1	行政評価結果の活用	22
2	行政評価制度の改善	22
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱	23
2	施策一覧	24
3	施策評価シート	26

I 行政評価の概要

1 行政評価制度の導入

朝霞市では、簡素で効率的な行政システムの構築を目指して、平成17年度から第3次行政改革を実施してきました。

この行政改革において、行政評価制度を「事務事業の実績、必要性、効率性を踏まえて総合的に評価する行政評価制度の導入を進め、評価結果を公表する」として取組項目の1つに位置づけ、平成19年度から段階的に導入を進めてきました。

導入スケジュール

平成19年度	○事務事業評価の一部試行
平成20年度	○事務事業評価の全面試行 ○施策評価の一部試行
平成21年度	○事務事業評価の実施 ○施策評価の全面試行
平成22年度	○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施（試行的に実施）
平成23年度～	○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施

2 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。

朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価制度の目的」を次のとおりとします。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価制度の目的

①成果を重視した政策主導型の行政運営への転換

朝霞市総合振興計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営への転換を図ります。

②質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すP D C Aサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。

③行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

3 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つのしくみで構成します。

①事務事業評価

- ・総合振興計画の実施計画に位置付けた事務事業を所管する担当課による評価（自己評価）を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

②施策評価

- ・総合振興計画の基本計画で定める施策（施策・基本事業）について、主として所管する課（部長、主管課長等）により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を明確にし、総合振興計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、外部の視点から施策評価の結果を検証し、提案や意見を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

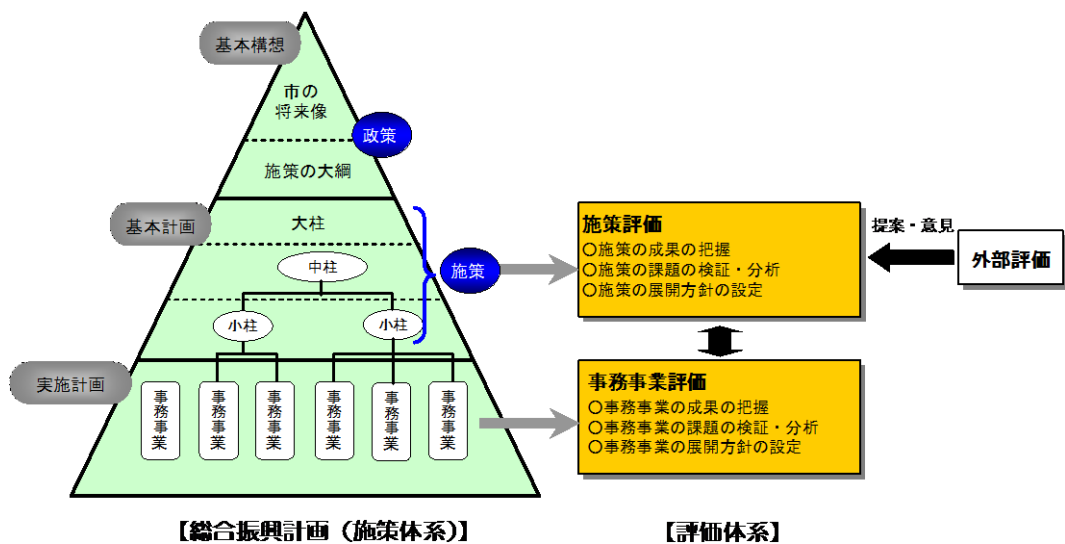
行政評価制度が全庁的に有効に機能していくためには、市の総合振興計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮できる制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

①総合振興計画進行管理との連動

総合振興計画の進行管理は基本計画を基本に具体的な事業等の実施内容や達成度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

②予算編成への活用の検討

行政評価制度導入により事務事業の費用対効果等が明確になり、効果的な事務事業の選別が可能となることから、事務事業の評価結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。



II 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

平成27年度の評価（対象：平成26年度実施施策）では、第4次総合振興計画の中柱の95施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策を複数課で担当する場合には、主管課を設定し、主管課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

①達成度

約8割の施策が「B 最終目標（H27）達成に向け、順調に成果があがっている」との評価でした。「C このままでは、最終目標達成が難しい」は11施策でした。

■達成度	集計	割合
A 最終目標(H27)達成に向け、計画を大きく上回る成果があがっている	9	9%
B 最終目標(H27)達成に向け、順調に成果があがっている	75	79%
C このままでは、最終目標達成が難しい	11	12%
計	95	100%

②必要性

5割強の施策が「A ニーズ及び解決すべき課題は、増加する方向にある」との評価でした。「C ニーズ及び解決すべき課題は、減少する方向にある」はなく、残りの5割弱は「B ニーズ及び解決すべき課題は、現状と変わらない」でした。

■必要性	集計	割合
A ニーズ及び解決すべき課題は、増加する方向にある	50	53%
B ニーズ及び解決すべき課題は、現状と変わらない	45	47%
C ニーズ及び解決すべき課題は、減少する方向にある	0	0%
計	95	100%

③達成度と必要性のクロス分析

達成度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での達成度が低く、さらに今後、ニーズ及び解決すべき課題が増加する方向にある施策が6施策ありました。これらの施策については、重点的に取り組む候補として検討する必要があると考えられます。

■達成度 \ ■必要性	A ニーズ及び解決すべき課題は、増加する方向にある	B ニーズ及び解決すべき課題は、現状と変わらない	C ニーズ及び解決すべき課題は、減少する方向にある	計
A 最終目標(H27)達成に向け、計画を大きく上回る成果があがっている	7	2	0	9
B 最終目標(H27)達成に向け、順調に成果があがっている	37	38	0	75
Cこのままでは、最終目標達成が難しい	6	5	0	11
計	50	45	0	95

*参考：必要性がAで、達成度がCの施策

「住み良い暮らしを育む都市整備」「生活道路の整備」「公園の整備」「交通安全対策の推進」「循環型社会の推進」「暮らしやすい地域づくり」の6策については、重点的に取り組むことを検討することが必要であると考えられます。そのうち、「生活道路の整備」「交通安全対策の推進」については、昨年に引き続き同じ評価となっています。市民の日々の暮らしを支える生活道路の整備は、用地取得が難しい状況ではあるものの、狭あい道路の多い本市において重要な施策であるため、市民が安心・安全に歩くことのできる歩行空間の確保に努めていきます。また、交通ルールの啓発と事故防止対策の実施を継続し、危険箇所について重点的に交通安全対策を推進していきます。

課名	総合振興計画コード	施策名
まちづくり推進課	112	住み良い暮らしを育む都市整備
道路整備課	122	生活道路の整備
みどり公園課	131	公園の整備
まちづくり推進課	222	交通安全対策の推進
環境推進課	232	循環型社会の推進
長寿はつらつ課	323	暮らしやすい地域づくり

(3) 今後の展開方針

①重点化・内容見直し

5割以上の施策が「重点化」、3割弱の施策が「内容の見直し」と評価されました。それぞれの項目にチェックがつけられた施策については、積極的に取り組む必要があります。

■重点化	集計	割合
重点化	52	55%

■内容の見直し	集計	割合
内容の見直し	25	26%

②役割分担

約7割の67施策が「Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持」との評価でした。「Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大」は24施策（24%）、「Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大」は4施策（4%）でした。

■役割分担判定	集計	割合
Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大	4	4%
Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持	67	71%
Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大	24	25%
計	95	100%

2 行政評価結果～大綱ごとのまとめ～

行政評価の結果を、総合振興計画の7つの大綱ごとに集計し、成果や課題などについて概要をまとめました。

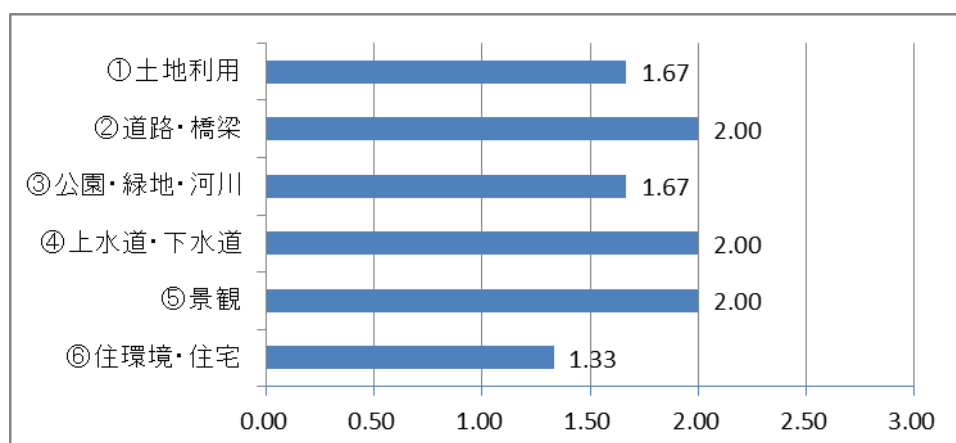
前期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（達成度）について、

- A「最終目標(H27)達成に向け、計画を大きく上回る成果があがっている」：3点、
- B「最終目標(H27)を達成に向け、順調に成果があがっている」：2点、
- C「このままでは、最終目標（H27）達成が難しい」：1点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：「土地利用：1.67点」＝（「まちの健全な土地利用：2点」＋「住み良い暮らしを育む都市整備：1点」＋「キャンプ朝霞の跡地有効活用：2点」）／3

(1) 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）



①**土地利用**については、「朝霞市都市計画マスタープラン」に基づいたまちづくりを推進しています。生産緑地地区については、1.28haを追加指定しました。また、今後の整備に向けて都市計画道路「観音通線」「駅東通線」の都市施設の事業認可を行いました。現在、「朝霞市都市計画マスタープラン」「朝霞市基地跡地利用計画」の見直しを行っており、平成27年度末までに終える予定です。国道254号バイパス周辺の土地利用については、市街化調整区域での地区計画や市街化区域への編入など、まちづくりの手法の検討段階において地権者の意向や地元の意見を踏まえながら検討していきます。また、未整備の都市計画道路は、検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要性について検証し、廃止を含めた検討を進めていきます。

②**道路・橋梁**については、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩行者の安全確保のため、歩道の築造工事や道路改良工事等を実施しました。駅東通線は、今後の整備に向けて、事業認可を行いました。橋梁の整備充実では、新高橋落橋防止対策工事を行いました。厳しい財政状況は続きますが、「朝霞市都市計画マスタープラン」や「朝霞市道路整備基本計画」などにに基づき、優先順位をつけて計画的に整備を進めていきます。また、社会情勢の変化などを踏まえ、「朝霞市道路整備基本計画」の見直しについて検討を進めていきます。国道254号バイパスについては、引き続き早期の全線開通に向けて、国や県に要望していきます。耐震化のための落橋防止対策工事は、今後も未実施の橋梁について計画的に行うこととし、「朝霞市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理に努めていきます。

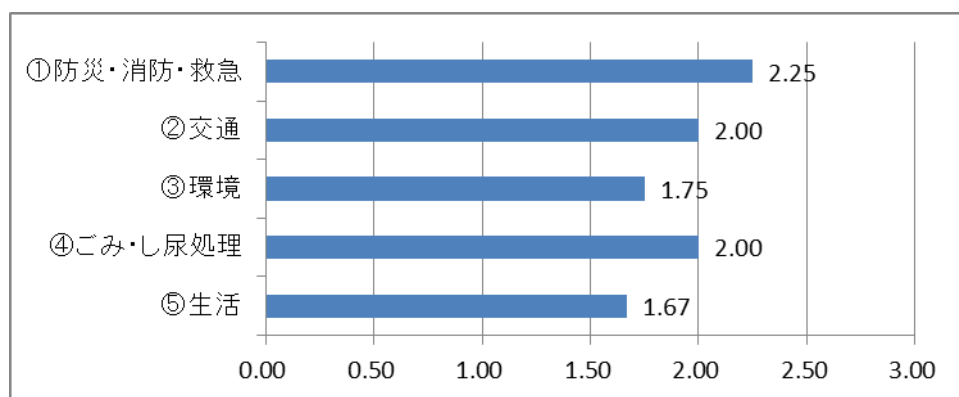
③**公園・緑地・河川**については、市民ボランティアによる公園管理を、12公園14団
体で実施しました。「朝霞市緑の基本計画」に基づき都市公園の整備を進めるととも
に、緑の保全・創出及び河川環境の保全・整備を推進しています。また、「朝霞市緑
の基本計画」については、朝霞市都市計画マスタープランの見直しに合わせて、平成
25年度から平成27年度にかけて改訂を行っています。また、黒目川については、
埼玉県事業「川のまるごと再生プロジェクト」事業の選定河川であるため、引き続き、
市民、埼玉県及び市の協働で事業を進め、平成27年度中の事業完了を目指します。
今後も、公園の遊具等の定期的な点検を行い、安全で安心して利用できる公園を目指
すとともに、公園の管理運営については、地域住民との協働が重要であることから、
市民参加の意識が向上するよう努めていきます。また、遊歩道等の憩い・交流の場の
整備を進めるとともに、河川を含めた周辺の自然環境を一体として保全することに努
めていきます。

④**上水道・下水道**については、上水道では、耐震化計画を包括した「朝霞市水道事業基
本計画」に基づき、水道施設の耐震化や浄水場の統廃合、老朽施設等の更新を図って
います。下水道では、雨水対策として、台風や集中豪雨などで道路が冠水しやすい場
所で、軽減対策の早期実施が求められていることから、平成25年度から平成28年
度にかけて、雨水排水の緊急改善対策を行っています。平成26年度には、建物等へ
の止水板設置費用の一部を補助する「朝霞市止水板設置費補助金」を創設しました。
また、市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区の公共下水道整備を計画的に進めて
いきます。

⑤**景観**については、良好な景観の保全と形成を促進し、潤いのある豊かな生活環境を確
保するため、平成27年3月に「朝霞市景観条例」を制定しました。景観まちづくり
は、地域の特性を生かした良好な景観の保全・創出に取り組むことから、行政だけ
でなく市民や事業者の参加が不可欠であるため、今後、「朝霞市景観計画」を策定し、
また「景観ガイドライン」を作成して市民や事業者に対して広く周知を図り、理解が
深まるよう努めていきます。

⑥**住環境・住宅**については、地区計画や開発手続き条例に基づいて、快適な住環境の整
備を進めています。旧暫定逆線引き地区（5地区）及び北朝霞地区について、地区計
画に基づき適正な助言指導を行いました。市営住宅は、平成36年に借り上げ期間が
終了することから、それに向けて現在の入居者への対応の検討を進めていく必要があ
ります。良好な住環境の確保は、住宅都市である朝霞のイメージを向上させるために
重要な施策であることから、地域の実情に合わせた整備等が必要になり、新たな地区
の地区計画の決定や建築協定などの活用、既存の地区計画の見直し及び緑化の推進な
どを視野に入れた検討を進める必要があります。

(2) 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）



①**防災・消防・救急**については、東日本大震災が発生したことや首都直下地震の発生が懸念されている中、比較的狭い地域で短時間の集中豪雨による水害や土砂災害、竜巻などの局地的な災害が多発しており、総合的な防災対策を進めていく必要があります。現在、「朝霞市地域防災計画」の見直しを進めており、女性に配慮した防災対策や、高齢者や障害のある人などの要配慮者への支援対策などの充実に取り組んでいきます。また、職員の全庁的な活動体制の向上や、防災関係機関との連携強化を図るとともに、災害時に地域において迅速な応急活動が行えるよう、地域防災力の向上に努めます。災害に強いまちづくりの推進としては、水道施設の耐震化を進めたほか、設備の点検や検査等を実施しました。また、防災拠点の整備や住宅の耐震化を推進していきます。消防及び救急は、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部と連携し、高度化する消防・救急活動を支援するほか、地震・水害などにも対応できるよう消防団員を確保し、消防団員の技術向上を図るとともに、共助を進めるため地域住民との連携を進めていきます。

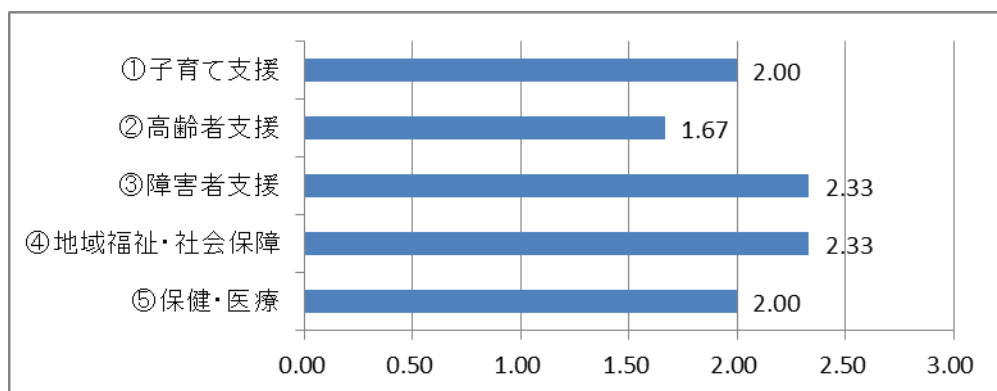
②**交通**については、公共交通空白地域の解消などを目的に市内循環バスの運行を行うとともに、ノンステップバスの導入を助成するなど公共交通のバリアフリー化を進めました。今後、市内循環バスについては、市内循環バス検討委員会から提言された運行見直し方針に基づき、運行計画の見直しの検討を行います。また、公共交通の利便性向上の一環として、JR 武蔵野線及び東武東上線の改善対策について、県内沿線市町で構成する協議会などを通じて要望活動を行いました。交通安全対策については、交通安全施設の設置や放置自転車対策などを行い、安全な道路交通環境を整備したほか、交通安全教室や街頭活動などによって交通安全意識の啓発を行うとともに、小学4年生を対象とした、自転車運転免許証交付のための実施指導を行い、自転車利用者のマナー向上に取り組んでいます。そのほか、交通安全の強化を図るため、平成26年度に市内31箇所の交差点の道路安心・安全緊急改良工事を実施しました。今後も警察と連携し、生活道路が多い区域を指定し、最高速度30km規制や路側帯その他の対策を行う「ゾーン30」を推進していきます。

③**環境**については、市民・事業者・行政が、それぞれの役割の中で、環境に配慮した取り組みを行っています。自然環境の保全と健全な環境の再生では、水質環境調査、大気調査などの各種環境調査を行ったほか、放射線から市民の安全を守るため、市庁舎敷地内放射線量測定（他に小・中学校、保育園、幼稚園、公園の測定）を行いました。太陽光発電普及推進事業としては、太陽光発電システム設置費補助を行うとともに、公共施設の屋根貸しについて新たに2施設について事業者を選定し、太陽光発電を推進しました。また、大気環境の改善や地球温暖化の防止を図り、広く市民の利用に供することを目的として、市役所一般駐車場に設置した電気自動車の充電設備を開放し、環境に配慮した施策を進めました。今後も、環境負荷の低減や地球温暖化対策を進め、循環型社会の構築を目指していきます。

④**ごみ・し尿処理**については、市民との協働による各種教室・講座やイベントを通じて、ごみ減量・リサイクルを多くの市民に啓発できたことなどにより、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、引き続き、減量・リサイクルを推進していく必要があります。また、ごみ処理体制の充実を図ることにより、ごみの最終処分場の確保とともに、資源化処理量の増加と埋立量の削減に努めました。さらに、老朽化が進んでいるごみ焼却処理施設については、機械及び電気に係る主要設備の更新により機能回復を図るため、平成22年度から5か年計画で実施していた延命化対策工事が完了しました。今後は、本市のごみ処理の現状と将来推計等を踏まえた検証を行い、適切な施設整備を進めていきます。

⑤**生活**については、防犯のまちづくりを推進し、地域及び関係機関との連携を図りながら、防犯に対する意識啓発、防犯パトロール、防犯灯補助、防犯活動推進補助、小・中学校へのスクールガードの設置を実施しており、防犯研修会や防犯街頭キャンペーンの実施により、市民の防犯に対する意識の高揚が図られました。今後も地域の自主防犯活動団体を育成支援し、地域ぐるみの防犯に対する意識啓発に取り組めます。消費生活相談については、近年、電話やインターネットなどを用いて不特定多数の消費者をだまし、現金を振り込ませるなど悪質で詐欺的な手口による被害が社会問題化しているなか、月曜日から金曜日までの2名の相談員により、相談しやすい体制を整備しています。来庁できない市民に対しても、電話相談で対応するなど迅速で決め細やかな対応に努めています。また、多様化、複雑化する消費生活問題に対応するために、関係機関と連携し、個々の消費者の特性に応じた情報の提供や啓発に努めていきます。

(3) みんなで支え合う健やかな社会づくり（福祉・健康づくり）



①**子育て支援**については、「あさか子どもプラン 次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、各施策を推進しています。また、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度を円滑に推進するため、「あさか子どもプラン 次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画として、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。親・家庭に対する支援では、子育て支援センターや児童館などの運営を行うとともに、子育て家庭への経済的支援として、児童手当、こども医療費のほか、消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯臨時特例給付金の給付などを行いました。保育サービスの充実では、民間保育園や家庭保育室に対する運営費の補助を行うとともに、待機児童の解消を目指し、民設保育園整備のため、1園に対し補助を行いました。放課後児童クラブでは、指定管理者による管理運営を行うとともに、入所希望者が増加する中、平成25年度から平成27年度の継続事業として、朝霞第三小学校敷地内への浜崎放課後児童クラブの保育室増設を進めています。（平成27年7月完成）また、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」において、今後の幼児期における教育・保育及び放課後児童クラブをはじめとする地域の子ども・子育て支援事業の需給計画を位置づけており、今後は、この計画に基づき、待機児童の解消などを目指します。子どもたちが健やかに育つ環境づくりでは、児童虐待に関する通告や相談を踏まえ、平成26年度に児童虐待対応マニュアルを策定し、引き続き、職員の相談対応能力の向上や関係機関との連絡等による児童相談体制の充実を図っていきます。子どもたちの居場所づくりについては、児童館が設置されていない本町・栄町地区内での整備に向けて、設置場所や施設内容の検討を進めていきます。

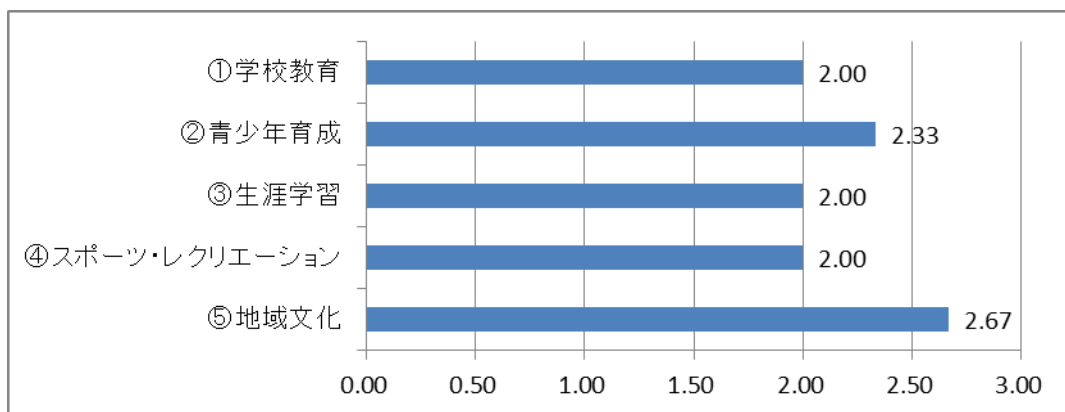
②**高齢者支援**については、今後、急速に進展することが見込まれる高齢化に向けて、生きがいつくりの支援や介護サービスの充実などを進めていく必要があります。高齢者の健康づくりと介護予防の推進を行うとともに、「第5期朝霞市高齢者福祉計画」に基づいて各種施策を推進しています。介護と福祉サービスの充実においては、相談件数の増加に対応するため、市内5箇所の地域包括支援センター全てにケアマネジャーを配置し支援体制の充実を図りました。また、引き続き高齢者ニーズの把握にも努めていきます。平成27年度からは、平成37年度を見据えた「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画年度となることから、計画に従い事業を実施していきます。暮らしやすい地域づくりにおいては、ひとり暮らしの高齢者などに対し、安心見守り通報システムや、緊急通報システムの設置を行い、高齢者が安心して暮らしやすい生活ができるよう支援しました。今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれており、見守り支援事業はさらに充実させる必要があります。高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができる、「地域包括ケアシステム」の構築を目指していきます。

③**障害者支援**については、「朝霞市障害者プラン」等に基づいて各種施策を推進しており、障害者就労支援センターの運営等を実施して、自立や社会参加のための支援を行っています。障害のある児童と保護者を対象としたレクリエーション及び就学相談を実施することにより、障害のある児童、保護者を含めた家族支援ができるよう努めました。生活支援の充実については、障害者生活支援事業を実施し、相談体制やケアマネジメントの充実を図っています。災害時の体制の整備では、聴覚に障害のある人が支援を受けやすくするためのバンダナを避難所に配置するとともに、身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らしの方等の安全安心を確保するため、緊急時にボタンを押すことで消防に通報できる機器を希望する方に無料で設置しました。発達障害のある人への支援については、幼稚園、保育園、学校と連携を図り、小児科医などによる巡回指導を実施してきました。「育み支援バーチャルセンター事業」については、保育園、幼稚園から小学校、小学校から中学校、就学後の就労など、ライフステージの移行期のつなぎの支援が重要であるため機能強化に努めてまいります。今後もニーズの的確な把握のもとに施策を実施していくとともに、ノーマライゼーションを推進して、障害のある人もともに暮らせるまちづくりを進めていきます。

④**地域福祉・社会保障**については、地域のつながりが希薄化し、地域での相互扶助機能が弱まっているといわれていますが、「地域福祉計画」に基づいて、社会福祉協議会と連携し、様々な地域福祉の担い手のネットワーク化を進め、対象者や家族に対して、福祉サービスの情報提供、相談体制の充実を図り、地域の支え合いのしくみを構築していきます。「第2期朝霞市地域福祉計画」では、進行管理委員会において、地域福祉計画の事業評価などを行い、事業担当課との意見交換を行いました。自立支援と権利の保障では、要援護者が適切な障害福祉サービス等を受けられるように、各種情報の提供と相談体制の充実に努めました。また、福祉サービスの利用にあたって、利用者の権利擁護の仕組みづくりなどについての検討を行いました。社会保障制度の運営については、国民健康保険制度の円滑な運営に取り組みとともに、特定健診などを通し健康に対する意識醸成を目指しています。国民年金制度は、老後や万一障害を負った際に安心して暮らすことができるよう、普及啓発を図ります。生活保護制度は、国からの法定受託事務として適正な運営を行うとともに、必要な方に適切な保護が行えるように取り組んでいきます。

⑤**保健・医療**については、市民との協働により、「あさか健康プラン21」推進事業が展開されており、健康づくりの支援では、健康まつり及び健康づくりに関する講演会を市民と協同で開催するとともに、健康づくり情報「へるす☆アップ」の広報掲載を通して、健康づくりに関する情報を積極的に提供するなど、市内の健康づくりに関する住民活動や関連事業の情報提供を推進しています。また、「あさか健康プラン21」については、平成26年度から第2次計画を推進しています。そのほか、急速に高齢化が進む中、健康で長生きできる市民を増やすことを目的として、埼玉県指定を受け平成24年度から3ヵ年事業として「彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト推進事業」に取り組みました。このモデル事業の成果を今後に生かせる事業展開を検討していきます。保健サービスの充実において、母子保健では、育児不安、虐待、DV、家族機能不全、発達障害などハイリスク対象者が増えている状況であり、個別支援（訪問、相談など）に係る稼働の確保をするとともに、感染症対策では、従来の予防対策（予防接種・検診）に加え、健康危機管理（感染症や熱中症など）体制の構築に取り組んでいきます。医療体制の充実では、小児救急について病院の協力を得ることができたため実施率が100%となりました。また、小児二次救急の充実と初期救急体制の休日夜間診療所の設置と併せて、埼玉県、地区医師会、近隣3市など関係機関と協議していきます。

(4) 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）



①**学校教育**については、「朝霞市教育振興基本計画」において本市の教育がめざす基本理念、基本目標と施策の体系を示し、教育の振興を図っています。児童・生徒の健全育成については、いじめや不登校、問題行動等が大きな社会問題となっている中で、カウンセラーや学生サポート等の相談員を必要とされる小・中学校へ配置し、教育相談の機会を充実させました。子どもを取り巻く生活環境が変化し、生活の中で体を動かす機会が減少していることから、たくましく生きる健康な児童生徒を育てるための取組を、小・中学校の体力向上推進委員会において進めています。教育内容の充実については、引き続き小学校低学年補助教員やAET等の人的配置を強化し、児童・生徒一人一人へのきめ細かな学習支援・生徒指導を充実させました。また、研究発表会や校内研修の推進を通して、教職員の資質向上につなげました。一方、情報教育に係る学習環境において、端末の新旧により性能に差異が生じ始めていることから、ハード面での環境整備とともに、外部の脅威に対するセキュリティの確立を含めた運用面での充実が求められています。教育環境の充実については、小・中学校の非構造部材安全対策工事を実施し、教育環境の安心・安全につなげました。また、中学校自由選択制度では130人の申込みがあり、そのうち朝霞第五中学校の特認校制度の利用者が36人に達したことから、通学区域の弾力化と活性化を図るための両制度を堅調に定着させつつあります。朝霞第八小学校への自校給食室及びランチルームの設置については、栄町学校給食センターの今後の活用も考慮しながら検討していきます。地域に根ざした学校運営については、様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域の皆様との連携を強化し、各小・中学校において授業や部活動、教育環境整備等への支援を充実させました。また、全中学校区において企画、実施している地域とのふれあい活動は、創意・工夫のある行事として地域に根づいてきています。今後はボランティアも含めた有効な連携方法について検討し、特色ある学校づくりを図っていきます。

②**青少年育成**については、学校や家庭、地域の方々の協力を得て、交流の機会を充実するほか、家庭での教育力向上を図るため、サークル等に対して積極的な支援を行い、健全な青少年の育成を図っています。家庭教育の充実の支援については、幼稚園、小・中学校PTA、地域の子育てサークル等による合同講演会を開催するほか、それぞれの家庭教育学級が自主的に主体性を持って実施する学習活動を側面から後押ししな

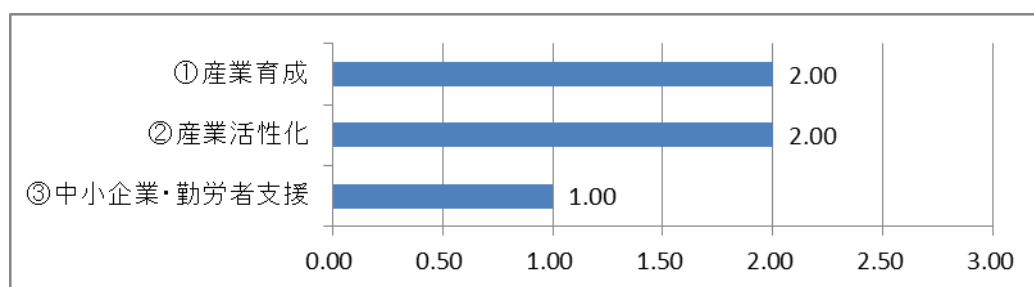
がら、家庭教育に関わる保護者や大人たちの理解や取組を深めました。今後は、家庭教育学級の交流会等を通し、家庭教育の必要性や意義を伝えていくとともに、新たな保護者等にも参加しやすい内容や興味を引く講演会等の充実を図り、参加したい・しやすいと思えるような学級となるように働きかけを行い、学級数の増加を図っていきます。青少年が健全に育つための地域の充実については、引き続き、学校、家庭、青少年の育成に係る5つの市民団体等との協働により、青少年が健全に育つための活動を計画的に実施しました。青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中で、青少年を守り育てるために、今後も関係団体や学校、企業などとも連携し、より多くの市民が青少年育成に関心を持ち、地域全体で関わっていく体制の推進を図っていきます。子どもたちの居場所づくりについては、平成26年度に6つの小学校で各校12回の放課後子ども教室を開催し、目標を上回る1,604人の参加がありました。そのほかにも、子どもたちが安心して安全に活動できる居場所として、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設等の社会教育施設や児童館を活用し、子どもたちを対象にした講座等を充実させるとともに、特に中・高校生以上の青少年でも楽しく活動できる居場所づくりの確保に努めていきます。

③**生涯学習**については、「第2次朝霞市生涯学習計画後期基本計画」に基づき、これまで以上に市民の力を生かすことに取り組んでいます。生涯学習推進体制の確立については、市民企画講座、家庭教育学級、ボランティア活用推進事業実行委員会等を通じて、生涯学習活動を行う社会教育関係団体と関連各課等とのネットワーク化を図り、生涯学習に係る各事業を通して市民や社会教育関係団体の主体的な活動を支援し、生涯学習体制の充実を行っていきます。学習しやすい環境の整備については、社会教育施設の運営において市民ニーズや社会の変化にきめ細かく応えることで、施設利用者数、図書等貸出件数、公民館利用率等の数値指標を極端に下げることなく安定的な推移を続けています。今後は定年退職を迎えた男性が地域社会へデビューしていくために社会教育施設が果たす役割等についても検討していきます。学習機会の充実については、広報あさかへの掲載や生涯学習ガイドブック「コンパス」の発行を通じて、生涯学習に関する情報を広く提供した結果、あさか学習お届け講座は目標を上回る多くの利用がありました。今後も講座参加者へのアンケート等を通し時代とニーズの変化に合った内容となるよう工夫するとともに、子育て中の親やシニア世代の方などが進んで学習していくことができるような講座の企画や運営を行い、学習機会の充実を目指していきます。団体・グループの育成とリーダーの養成・活用については、市民が主体となって図書館まつりやらいぶらりコンサートを開催したほか、ボランティアバンク登録者が実行委員会を組織し、生涯学習体験教室を開催するなど、市民による自主的な生涯学習活動が活発に行われています。今後も生涯学習の充実と活性化を図っていくため、生涯学習部内の各課や利用団体が相互に連携し、市民が主体となった生涯学習体制づくりを推進していくとともに、引き続き、地域人材を発掘し、団体等との交流会などを促進することにより、生涯学習活動を主体的に担っていける人材や団体等のグループの育成支援、活用を行っていきます。

④**スポーツ・レクリエーション**については、朝霞市スポーツ振興計画に基づき、行政とスポーツ関係団体・機関との連携のもと、計画を推進しています。生涯スポーツの推進体制の確立については、各団体や市内の関連部署との連携、特に東洋大学との連携を強化しました。今後は、大学だけでなく、市内高等学校との連携も図り、推進体制の確立に更に努めていきます。活動しやすい環境の整備・充実については、平成26年度から、スポーツ施設の一部で開場期間を見直しましたが、利用者数は前年と同程度となりました。今後は、環境の整備を更に進めるため、随時見直し・検討を行ってまいります。また、行政が所管するスポーツ施設にも限界があることから、大学・民間等の地域資源の活用について調査を進めるとともに、河川・遊歩道等の施設以外のスポーツ活動が可能な場所について情報を発信するなど、スポーツ環境の拡充に努めていきます。スポーツ・レクリエーションの機会の充実については、平成26年度の市民体育祭において昨年同様19地区の参加があり、ここ数年で一般参加者を含め最多の参加者がありました。各年代に応じた事業展開と、誰でも気軽にできるスポーツが求められていることから、シニア世代や子育て世代など市民のニーズに応えた事業を充実させるとともに、各事業の情報配信等に取り組んでいきます。また、団体、指導者の育成・支援については、指導者育成講習会や小学生を対象に運動能力を高めるためのコーディネーショントレーニングを東洋大学の協力を得て開催する等、新しく参加しやすい内容の事業を実施することによって、参加人数を増やすことにつながりました。一方、指導者の育成方法には改善の余地があることから、今後は効果的な育成方法や講習会の内容について検討していきます。

⑤**地域文化**については、人口の流出入が激しく、ともすれば地域意識が希薄になりがちであることから、地域意識を育み継承し、地元への愛着を深めていくため次の3点の活動に取り組んでいます。歴史や伝統の保護・活用については、二本松や広沢の池、柘塚古墳歴史広場、湧水代官水等の指定文化財の管理や旧高橋家住宅の管理運営事業を実施し、市内に残る貴重な文化財を保存、活用を行っています。また、博物館事業においては、小学3年生の来館授業や小学1年生対象のプログラムを全校で実施し、身近な地域の歴史や文化の学びに取り組んでいます。芸術文化の振興については、文化祭や芸術文化展において高校生や小学生を対象とした事業を取り入れたことにより、芸術文化に親しむ年齢層の幅を広げることができました。一方で、参加者の年齢層が依然として高い状況であることから、引き続きあらゆる世代の参加者を取り込む仕掛けづくりを検討するとともに、定年後のシニア世代が地域でデビューしやすい環境を整えていきます。地域文化によるまちづくりについては、朝霞市民まつり「彩夏祭」への鳴子踊り参加チーム数は年々増え続け、来場者数は68万人に達しています。市民にとってふるさと朝霞のまつりと誇れるようになってきていることから、平成26年度にはシティ・セールス朝霞ブランドに認定されました。また、鳴子踊りを通じた都市間の交流も、活発に行われています。今後においても、地域イベントを通じ、市民の郷土に対する意識が共有される機会を創出するため、支援を続けていきます。

(5) まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）

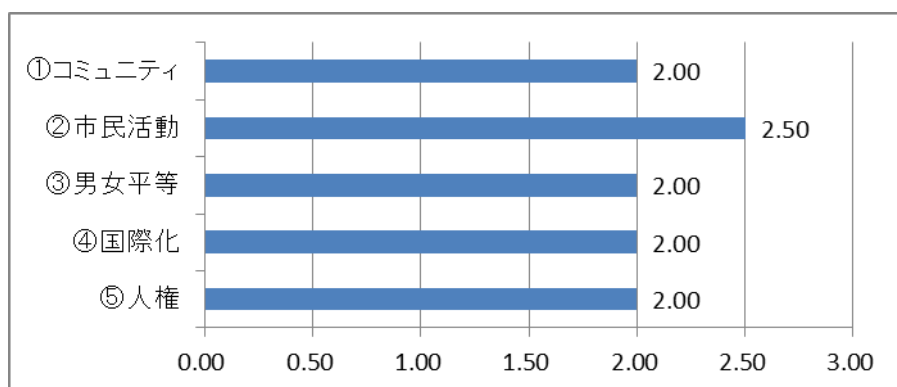


①**産業育成**については、朝霞市の誇れる歴史、文化、景観、行事および産品等の地域資源を市内外に周知することにより、市のイメージ向上および郷土意識の醸成を図ることを目的として、「シティ・セールス朝霞ブランド」に5点（本田美奈子、モニュメント（文化）、黒目川（景観）、彩夏祭（行事）、朝霞アートマルシェ（行事）、エンジン（産品））を認定しました。このことを市内外に広く周知するために「シティ・セールス朝霞ブランドカタログ」を作成し、配布しております。また、シティ・セールスの一環で、冬の看板イベントとして「北朝霞どんぶり王選手権」を開催しました。今後も朝霞市の魅力を広くPRするために、これまでよりも一歩踏み込んだ形で事業展開を図ってまいります。産業育成のための連携強化については、首都圏近郊の住宅都市として今後も発展していくためには、商工業の発展や商店街が活気に満ち溢れ、地域コミュニティが醸成されることが必要となることから、今後も商工会や関係機関と連携し、商店街や商工業者を引き続き支援していきます。また、産業文化センターを市内産業の拠点となるよう、機能やサービスの充実を図っていきます。起業・創業の支援として、起業家育成支援セミナーや起業家育成相談において、気軽に相談できる体制づくりを推進するとともに、商工会や図書館北朝霞分館と連携し、市民の起業・創業に対する支援体制を充実させていきます。

②**産業活性化**については、厳しい経済状況の中ではありますが、農商工の振興を図っていく必要があります。商業については、商店街活性化推進事業補助金を商店会に交付したほか、中心市街地活性化推進事業費補助金をTMO認定事業者に交付しました。また、商工会等と連携し中心市街地の活性化を促進していますが、朝霞駅周辺の中心市街地を含めた市内商業振興の新たなプラン作りを検討していきます。経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が増加しているため、空き店舗の有効な活用についても検討していく必要があります。また、地方創生の一環として行う、プレミアム付き商品券の販売を実施するために、国や県に交付金の申請を行いました。工業についても、商工会と連携しながら、産業フェア事業などを通じて事業者間交流を促進し、市内工業の振興、活性化を図っていく必要があります。農業については、農業体験等を通じて市民の都市近郊農業への理解が図られるよう努めており、浜崎農業交流センターでは、地場農産物の直売を行い、地産地消が推進され、市民の農業理解を深めることができました。今後においても、都市型農業の振興、緑地としての農地保全のための取組を続けていきます。

③**中小企業・勤労者支援**については、長引く景気の低迷により、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況であり、今後も中小企業の経営基盤強化のための各種融資制度や相談業務などを商工会と連携しながら充実させていく必要があります。また、市内事業者に対して経営基盤の強化を図るための各種施策を展開していくとともに、商工会の組織率を高めるためのPR方法等を商工会と連携し、検討していきます。勤労者支援の充実では、労働・社会保険相談や内職相談を引き続き実施して、勤労者支援を図っていきます。また、ハローワーク等の関係機関・団体と連携するほか、就職支援セミナーや相談事業を実施し、就労を支援していくとともに、今後も、各事業の周知啓発に努めていきます。

(6) ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）



①**コミュニティ**については、防犯・防災や子育て、地域福祉など地域の課題を解決するため、今後、自治会等地域コミュニティの果たす役割がますます重要となりますが、地域意識の希薄化や市民の価値観の多様化、また、役員の後継者不足や担い手が不足するなどの問題を抱えており、自治会・町内会加入率の低下などに繋がっています。こうした中、朝霞市民まつり「彩夏祭」が始まってから30年以上が経過し、子どもからお年寄りまで、多くの市民が「彩夏祭」を通じて地域意識の形成を図ることができており、それを継承していくため、引き続き多くの地元の園児や小・中学生が参加しやすくなるような支援を行っていきます。また、コミュニティ活動拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、今後も利用しやすい施設を目指し、併せて利用率の向上を図っていきます。

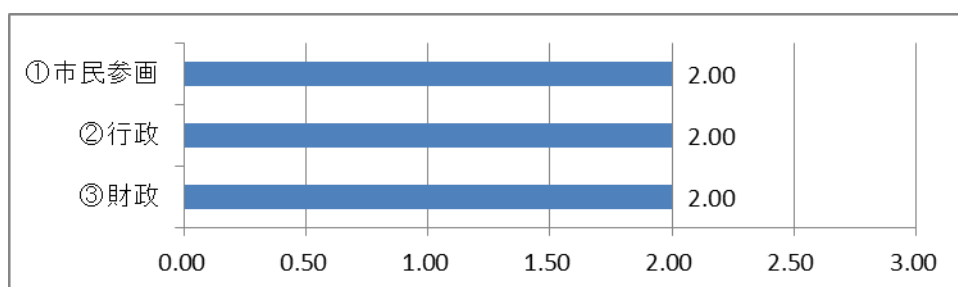
②**市民活動**については、セミナー等への受講後に地域活動に関心を持つ市民が増え、団体が発足するなど、市民活動に参加する意識が高まってきています。行政を取り巻く地域課題が多様化する中で、公共的サービスを担えるNPOなどの市民活動団体が地域で果たす役割は大きいため、市民活動団体等が発展できるよう自主性や自立性を促しながら自発的な活動を側面から支援する必要があります。今後も市民活動に関する様々な情報提供に努め、常に協働の視点を持って事業を行っていきます。市民活動支援ステーション・シニア活動センターについては、今後も個人と団体や団体同士をつなげるよう、情報交換や情報発信の拠点として環境整備を進めていきます。

③**男女平等**については、「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」に基づき、広報あさか・ホームページ等での情報提供、啓発パネル展やセミナーの開催、各種啓発冊子の配布、年次報告書の発行などを行い、市民等の男女平等意識の醸成につながったものと考えます。今後も、男女平等に取り組んでいる団体や協力員等と連携しながら、さまざまな事業を実施します。性の尊重と異性間の暴力の根絶については、依然として多くのDV相談が寄せられており、内容も複雑化の傾向にあるため、庁内の関係部署やDV対策関係機関ネットワーク会議と一層の連携を図るとともに、相談業務の更なる充実に努めていきます。政策や方針の立案及び決定への男女共同参画については、より多くの女性が積極的に社会参画できるような環境の醸成をはかり、男女共同参画が進むよう一層の啓発活動に努めます。男女の自己実現支援については、市民と協働でセミナーを開催し、受講者が自己実現へのチャレンジ意欲を持てるよう支援してきました。今後も引き続き、朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）を拠点として、男女平等社会に向けて各種施策を推進していきます。

④**国際化**については、「朝霞市国際化基本指針」に基づき、国際相互理解に向けて事業を推進しています。外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化などにより、外国人市民に広く情報を提供しているほか、通訳・翻訳または文化交流を行う多文化推進サポーター制度を実施することにより、相互理解の深化に取り組んでいます。今後も「朝霞市国際化基本指針」で定めた「みんなで築く国際社会とだれにもやさしい朝霞づくり」を目指すとともに、多文化推進サポーター制度を充実させ、生活の中において言葉が通じない外国人市民を支援するとともに、他国の文化・習慣を紹介するなど、国際相互理解の向上に努めていきます。

⑤**人権**については、人権が尊重される社会の実現のためには、市民一人ひとりの人権に対する正しい理解が必要であるため、今後も着実に教育活動や啓発事業を行っていきます。いじめや虐待問題、自殺問題、DV問題など、多様化・複雑化する人権問題の解決、また、人権侵害を受けている方を可能な限り支援するため、相談・支援体制の連携をさらに充実させることが必要であり、埼玉県、警察等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

(7) 構想推進のために



①**市民参画**については、自治基本条例を考える市民の会を立ち上げ、条例の必要性の検討に向け着手したほか、行政が抱える課題点について意見を伺うための市政モニター制度を創設しました。また、本施策を推進する上での課題点は、市民参画の機運が盛り上がるための次の仕掛けを考える必要があることや、市政モニター制度のさらなる充実に努めていく必要があると考えています。さらに、本施策の今後の方向性としては、自治基本条例の必要性の具体的な検討結果をまとめ、本市独自の条例を検討するために、市民への積極的な情報公開を進めるとともに、市政モニター制度やパブリックコメント制度などの活用を図っていきます。

②**行政**については、効率的・効果的な行政運営の推進では、「第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画実施計画」に基づいて事業を実施したほか、「第5次朝霞市総合計画」の策定に係る審議会や分野別市民懇談会を開催しました。また、内部評価を実施し、外部評価委員会を開催するとともに、「第4次朝霞市行政改革」に係る懇談会を開催し進捗管理を行いました。「第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画実施計画」の計画期間及び「第4次朝霞市行政改革」の推進期間が平成27年度で終了となることから、行政改革及び行政評価の運用の見直しを行う必要があります。行政評価については、より成果が測れる指標を設定する必要があります。健康増進センターについて、公募により決定した指定管理者と平成26年度から5年間の基本協定書を締結したほか、建物に関するデータの集約化と分析を行った「朝霞市公共施設白書」をまとめました。ファシリティ・マネジメント導入に向けて準備を進めるとともに、公共施設等の老朽化対策を含む「朝霞市公共施設等総合管理計画」を平成27年度末までに策定します。透明性の高い市政運営の推進では、平成26年度に機構改革を行いました。引き続き「朝霞市定員適正化方針」に基づき、職員の定員適正化に努めていきます。広域的な連携による行政機能の強化については、自衛隊の駐屯地が所在する自治体として、埼玉県基地対策協議会に加盟するほか、全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会へも加盟し、関係自治体間での情報共有に努めてきました。防災についての相互応援協定を締結した、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、山形県東根市とは、文化事業等の交流を深めました。今後は、広域連携に係る自治体ごとの特色を打出した施策について検討していきます。

③**財政**については、厳しい財政状況においても、多様化する行政需要に的確に対応し、市民のニーズに沿った、行政サービスの提供が可能となるように、経費の節減に努め、計画的で健全な財政運営を目指しています。そのために、第4次総合振興計画実施計画に基づいて予算編成作業を行い、政策主導型予算における経費の精査を徹底し、緊急性や必要性を踏まえて実施しています。また、財源を安定的に確保するために、徴収対策として、昨年に引き続きコールセンターを設置し、未納者に対する早期の納付を呼びかけるとともに、手数料等の見直しにより証明書等手数料を100円から200円に改定しました。今後も、市税の公平・適正な課税を行うとともに、滞納状況の分析に基づき、計画的で効率的な滞納整理を行い、収納率の向上に努め、国、県支出金や市債などの活用を図り、適切な財源の確保を行っていきます。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや実施計画の策定、予算編成等の市政の運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に、評価結果を活用していかなければなりません。

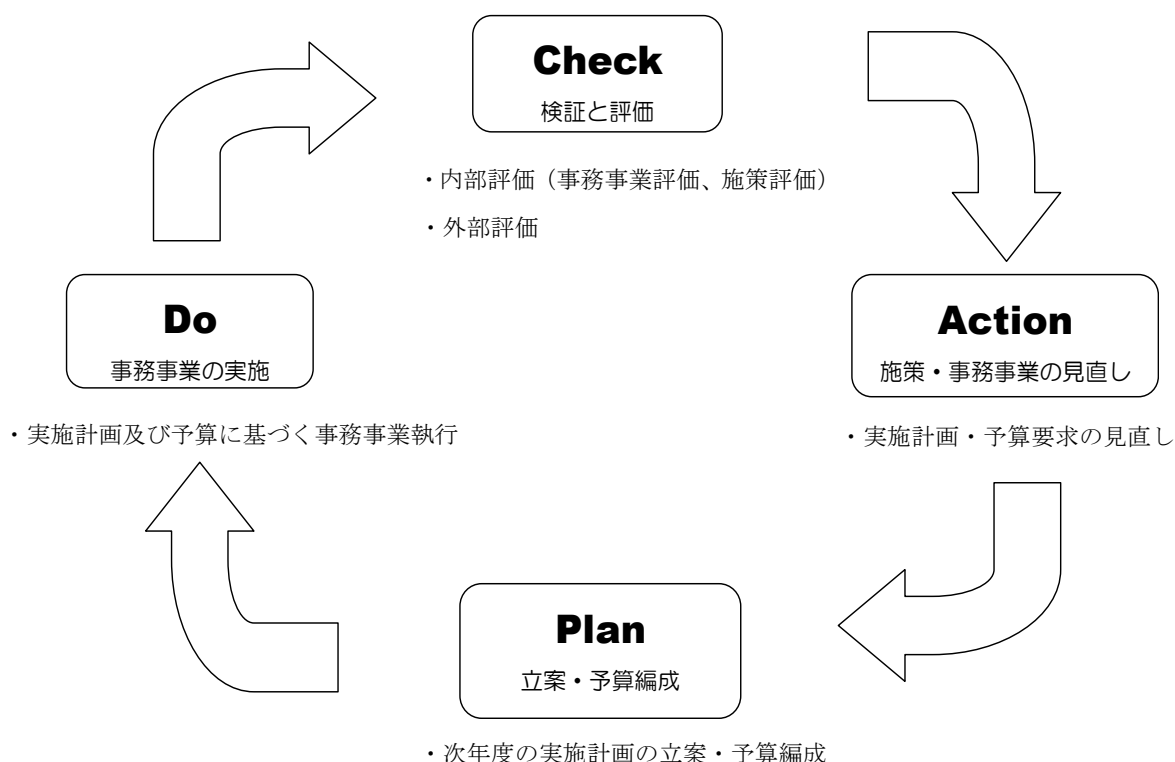
そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度に全面的に施行しました。しかしながら、施行と制度の完成はイコールではなく、行政評価制度には多くの課題が残されています。わかりやすい指標の設定などはその一例です。

今後は、行政評価の結果を公表して市民の意見をうかがう一方、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

朝霞市の行政評価制度（PDCAサイクル）



参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

大綱	大柱	中柱	達成度	必要性	施策の方向性		役割分担
					重点化	内容見直し	
1 自然と調和したゆとりある都市づくり(都市整備)	(1)土地利用	まちの健全な土地利用	B	B	●		Ⅲ
		住み良い暮らしを育む都市整備	C	A	●		Ⅲ
		キャンプ朝霞跡地の有効活用	B	A		●	Ⅱ
	(2)道路・橋梁	幹線道路の整備	A	A	●		Ⅱ
		生活道路の整備	C	A	●		Ⅱ
		橋梁の整備充実	B	A	●		Ⅱ
	(3)公園・緑地・河川	公園の整備	C	A	●		Ⅲ
		緑の保全と創出	B	B		●	Ⅲ
		河川環境の保全・整備	B	A	●		Ⅲ
	(4)上水道・下水道	上水道の整備・充実	B	B	●		Ⅱ
		下水道(汚水)の整備・充実	B	A	●		Ⅰ
		雨水対策の推進	B	A	●		Ⅱ
	(5)景観	景観まちづくりへの意識の高揚	B	A	●		Ⅲ
		景観まちづくりの推進	B	A	●		Ⅲ
	(6)住環境・住宅	市街地の環境向上	C	B	●		Ⅱ
良好な住環境の保全		C	B	●		Ⅱ	
公営住宅などの充実		B	A		●	Ⅱ	
2 安全で快適な生活環境づくり(生活環境)	(1)防災・消防・救急	防災対策の推進	B	A	●		Ⅱ
		地域防災力の強化	A	A	●		Ⅲ
		災害に強いまちづくりの推進	B	A	●		Ⅱ
		消防・救急体制の充実	B	B	●		Ⅱ
	(2)交通	公共交通の利便性向上	A	A	●	●	Ⅱ
		交通安全対策の推進	C	A	●		Ⅱ
	(3)環境	自然環境の保全と健全な環境の再生	B	B	●		Ⅱ
		循環型社会の推進	C	A	●		Ⅱ
		低炭素社会の推進	B	B	●		Ⅱ
		環境パートナーシップの確立	B	B	●		Ⅱ
	(4)ごみ・し尿処理	ごみの減量・リサイクルの推進	B	A	●		Ⅱ
		ごみ処理体制の充実	B	A	●		Ⅰ
		し尿処理体制の充実	B	A	●		Ⅱ
	(5)生活	防犯のまちづくりの推進	B	B		●	Ⅲ
		消費者の自立支援の充実	B	A			Ⅲ
安心できる葬祭の場の提供		C	B		●	Ⅱ	
3 みんなで支え合う健やかな社会づくり(福祉・健康づくり)	(1)子育て支援	親・家庭に対する支援	B	A			Ⅱ
		保育サービスの充実	B	A	●		Ⅱ
		子どもたちが健やかに育つ環境づくり	B	A	●		Ⅱ
	(2)高齢者支援	健康と生きがいづくりの支援	B	A		●	Ⅲ
		介護と福祉サービスの充実	B	A		●	Ⅲ
		暮らしやすい地域づくり	C	A		●	Ⅲ
	(3)障害者支援	自立と社会参加の支援	B	A		●	Ⅱ
		生活支援の充実	A	A	●		Ⅱ
		ノーマライゼーションの推進	B	B			Ⅱ
	(4)地域福祉・社会保障	地域福祉の推進	B	A	●		Ⅲ
		自立支援と権利の保障	A	A			Ⅱ
		社会保障制度の運営	B	A		●	Ⅱ
	(5)保健・医療	健康づくりの支援	B	B		●	Ⅲ
		保健サービスの充実	B	A	●		Ⅱ
		医療体制の充実	B	B	●		Ⅱ

大綱	大柱	中柱	達成度	必要性	施策の方向性		役割分担
					重点化	内容見直し	
4 豊かな心と人間性を育むづくり(教育・文化)	(1)学校教育	児童生徒の健全育成	B	A	●	●	II
		教育内容の充実	B	A	●		II
		教育環境の充実	B	B	●		II
		地域に根ざした学校運営	B	B	●		II
	(2)青少年育成	家庭教育の充実の支援	B	B			II
		青少年が健全に育つための地域の充実	B	A			III
		子どもたちの居場所づくり	A	A			II
	(3)生涯学習	生涯学習推進体制の確立	B	B			II
		学習しやすい環境の整備	B	B			II
		学習機会の充実	B	B			II
		団体・グループの育成とリーダーの養成・活用	B	B			II
	(4)スポーツ・レクリエーション	生涯スポーツの推進体制の確立	B	B		●	III
		活動しやすい環境の整備・充実	B	B			II
		スポーツ・レクリエーションの機会の充実	B	B			II
		団体、指導者の育成・支援	B	B			II
	(5)地域文化	歴史や伝統の保護・活用	B	B			II
芸術文化の振興		A	B			II	
地域文化によるまちづくり		A	B	●		II	
5 まちの活力を生み出す産業づくり(産業振興)	(1)産業育成	朝霞ブランドの育成	B	B	●	●	III
		産業育成のための連携強化	B	B	●	●	II
		起業・創業の支援	B	B	●	●	I
	(2)産業活性化	魅力ある商業機能の形成	B	B	●	●	II
		都市近郊における工業の振興	B	B	●	●	II
		都市近郊における農業の振興	B	A	●	●	II
	(3)中小企業・勤労者支援	経営基盤の強化	C	B	●	●	II
勤労者支援の充実		C	B	●	●	I	
6 ふれあいと連帯を広げる地域づくり(交流・コミュニティ)	(1)コミュニティ	コミュニティ活動の推進	B	B	●		II
		活動施設の充実	B	B			II
	(2)市民活動	市民活動への支援	A	A			III
		活動環境の充実	B	B			III
	(3)男女平等	男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立	B	B			II
		性の尊重と異性間の暴力の根絶	B	A	●		II
		政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	B	B			III
		男女の自己実現支援	B	A	●		II
	(4)国際化	外国人が暮らしやすいまちづくり	B	A			III
		国際理解の推進	B	B			II
	(5)人権	人権が尊重される社会の構築	B	A			II
人権教育・啓発活動の推進		B	A			II	
連携・支援体制の充実		B	A			II	
7 構想推進のために	(1)市民参画	市民参画の仕組みづくり	B	A	●		III
		市民と行政の情報の共有	B	B	●		II
		市民参画の機会の充実	B	A			III
	(2)行政	効率的・効果的な行政運営の推進	B	A		●	II
		透明性の高い市政運営の推進	B	A			II
		広域的な連携による行政機能の強化	B	B		●	II
	(3)財政	健全な財政運営	B	B		●	II
財源の安定的な確保		B	B	●		II	

3 施策評価シート

施策評価シート(対象: H26年度実施施策)

H27年度評価	
施策名	総合振興計画コード
部名	主管課名
関連部課名	主管課計画コード

1. 施策概要

めやす 目的成果			
施策概要			
個別計画 関連計画	計画名称	計画期間	H 年度 ~ H 年度
			H 年度 ~ H 年度
			H 年度 ~ H 年度

2. 要約結果

H26年度の 施策の実施内容						
総コスト (事業費十人件費)	単位:千円 (決算)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(見込)	H27年度
				0	0	—

指標名 (説明)	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	後継基本計画目標 H27年度
		目標・計画 実績	目標・計画 実績	目標・計画 実績	目標・計画 実績(見込)	目標・計画 実績
① (説明)						—
② (説明)						—
③ (説明)						—

3. 施策の分析

達成度 (目標の 達成状況は どうか)	○ A 最終目標(H27)達成を大きく上回る成果があがっている ○ B 最終目標(H27)達成に向け、順調に成果があがっている ○ C このままでは、最終目標(H27)達成が難しい (説明)
必要性 (ニーズは 今後どう変化す るか)	○ A ニーズ及び解決すべき課題は、増加する方向にある ○ B ニーズ及び解決すべき課題は、現状と変わらない ○ C ニーズ及び解決すべき課題は、減少する方向にある (説明)
施策を 進める上での 問題点・課題	(説明)

4. 今後の展開方針[部としての判断]

施策の方向性	<input type="checkbox"/> 複数選択可 <input type="checkbox"/> 重点化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し (説明)																																												
行政と市民の 役割分担	○ I 行政の関与(役割)を拡大 ○ II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 ○ III 市民の関与(役割)を拡大 (説明)																																												
施策を 構成する 事業の 方向性	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">事務事業名</th> <th colspan="2">総コスト(事業費十人件費)</th> <th rowspan="2">有効性 貢献度</th> <th rowspan="2">優先性 緊急性</th> <th rowspan="2">H28に向けた 投入資源の方向性</th> </tr> <tr> <th>H25決算</th> <th>H26決算見込</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(単位:千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 6事業以上の事務事業の位置付けがあるため、別紙に記載	事務事業名	総コスト(事業費十人件費)		有効性 貢献度	優先性 緊急性	H28に向けた 投入資源の方向性	H25決算	H26決算見込	1						2						3						4						5						計(単位:千円)	0	0	—	—	—
事務事業名	総コスト(事業費十人件費)		有効性 貢献度	優先性 緊急性				H28に向けた 投入資源の方向性																																					
	H25決算	H26決算見込																																											
1																																													
2																																													
3																																													
4																																													
5																																													
計(単位:千円)	0	0	—	—	—																																								
審議会等の 第三者機関 の評価(意見)																																													
部長の意見																																													